

つくばみらい市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 23 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 29 年つくばみらい市告示第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 29 条中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 37 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 第 40 条第 10 号に規定する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 40 条第 12 号中「第 10 号」を「第 12 号」に改め、同号を同条第 14 号とし、同条中第 9 号から第 11 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 2 号を加える。

(9) 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(10) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 44 条ただし書及び第 50 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 58 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 第 61 条第 10 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第9号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(10) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第66条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(重要事項の掲示に関する経過措置)

2 この告示の施行の日から令和7年3月31日までの間、第29条第2項中「掲載しなければならない。」とあるのは「掲載するよう努めなければならない。」とする。